

○後志広域連合職員の賞罰審査委員会設置運営要綱

〔 令和 7 年 3 月 31 日
要綱第 3 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、後志広域連合職員の賞罰を審査する委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、職員の賞罰に関する処分又は措置について調査・審議し、その結果を広域連合長へ具申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、副広域連合長、事務局長、国民健康保険課長、介護保険課長及び会計管理者により組織する。

2 委員長は、副広域連合長をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、事務局長が代理する。

(会議)

第 4 条 会議は、委員長が招集し、会務を総理する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(除斥)

第 5 条 委員長及び委員は、自己又は 3 親等以内の親族に関する事案について、その議事に参与することができない。

(関係職員の出席)

第 6 条 委員長は、関係職員を会議に出席させ、必要な説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。